

愛媛県ドクターへリ運航業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）との間において、次の条項により、委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、愛媛県ドクターへリ運航業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 乙は、契約締結の日から令和13年3月31日までの間、委託業務を行うものとする。ただし、運航業務を実施する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（委託料の限度額）

第3条 甲は、委託業務の実施に要する費用を委託料として乙に支払うものとする。

- 2 前項の委託料の限度額は、金●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●●●●円）とする。ただし、各年度の支払限度額は、金●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●●●●円）とする。
- 3 尚、本運航業務料金が経済情勢の著しい変動、補助基準額の変更その他の事由により不相当と認められる場合は、料金適用期間途中であっても相手方に対し料金の改定を求めることとし、甲乙誠意をもって協議決定するものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、●●●●する。

（業務の実施）

第5条 乙は、委託業務の実施に当たっては、別冊の委託業務仕様書及び甲の指示に従い、その目的を達成するよう誠実かつ効果的に行うものとする。

（帳簿の備付け及び保存）

第6条 乙は、委託業務の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、委託業務の終了した日の属する年度経過後5年間保存しておかなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第8条 乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により他の者に委託業務の実施を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、第17条及び第18条の規定に準じた秘密の保持及び

個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

- 3 乙が第1項ただし書の規定により他の者に委託業務の実施を委託し、又は請け負わせたときは、当該委託業務に係る他の者の行為は、乙の行為とみなす。

(報告の徴収等)

第9条 甲は、必要があるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第10条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務実施報告書の提出及び検査)

第11条 乙は、運航開始の月から、毎月、業務実施報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務実施報告書を受理したときは、速やかにその内容を検査するものとする。
3 甲は、前項の検査の結果、その内容が契約の目的を達成していると判断したときは、乙に対し、その旨を通知するものとする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、前条第3項の通知を受理したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、別紙に定める委託料の月額を乙に支払うものとする。

ただし、乙の責めに帰すべき事由により業務期間に1月末満の端数が生じたときは、その日数を控除し、次式により算出した額とする。

別紙に定める月額

$$\frac{\text{当月の暦日数}}{\text{当月の暦日数}} \times \text{当月の業務日数} = \text{当月の委託料 (円未満切捨て)}$$

- 3 前項2の乙の責めに帰るべき事由とは、耐空性の維持または航行の安全性に関する法律・命令・規則・条例・規程等に対する故意の違反によって生じた運休に伴うものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、この契約の全部若しくは一部を解除し、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は支払った委託料の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この契約に違反したとき。
(2) 委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。
(3) 委託業務を継続する意思がないものと甲が認めたとき。
(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 取締役等（乙の役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員等であることを知りながら、これを不當に利用しているとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても甲はその損害を賠償しないものとする。

第14条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和2年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金及び損害賠償額）

第15条 乙は、第13条第1項及び前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲に契約金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。

2 乙は、前項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

- 第16条 乙は、この契約に関して第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第14条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認める場合
- (2) 第14条第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、委託業務が終了した後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

- 第17条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た秘密を他人に漏らし又はいかなる目的にも使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

- 第18条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

- 第19条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲のみの責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(協議)

- 第20条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書●通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県知事
中村 時広

乙 ●●●●●

別 紙 (委託料の月額)

<令和8年度>

単位 (円)

年 月	委託料 (月額)	備 考
令和8年4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		消費税及び地方消費税を含む
11月		
12月		
令和9年1月		
2月		
3月		
計		うち消費税等相当額 円

<令和9年度>

単位 (円)

年 月	委託料 (月額)	備 考
令和9年4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		消費税及び地方消費税を含む
11月		
12月		
令和10年1月		
2月		
3月		
計		うち消費税等相当額 円

<令和10年度>

単位 (円)

年 月	委託料 (月額)	備 考
令和10年4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		消費税及び地方消費税を含む
11月		
12月		
令和11年1月		
2月		
3月		
計		うち消費税等相当額 円

<令和 11 年度>

単位 (円)

年 月	委託料 (月額)	備 考
令和11年 4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
令和12年 1 月		
2 月		
3 月		
計		うち消費税等相当額 円

<令和 12 年度>

単位 (円)

年 月	委託料 (月額)	備 考
令和12年 4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
令和13年 1 月		
2 月		
3 月		
計		うち消費税等相当額 円

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面によ

り再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、隨時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。